

吹田市環境影響評価審査会全体会（令和8年度第2回）会議録

日	時	令和8年7月30日（木）午後6時～午後8時10分
場	所	吹田市役所中層棟4階 全員協議会室
出席者	委 員	原会長、乾副会長、井ノ口委員、加賀委員、加我委員、越山委員、松井委員、松本委員、山口委員、葉委員
	事 務 局	道澤部長、楠本次長、丸谷参事、水谷主幹、永井主査、山主査
	連絡調整 会 議	〔総務危機管理室〕白澤参事、〔市民自治推進室〕中谷参事、 〔地域経済振興室〕大音参事、〔環境保全指導課〕西川課長、 〔都市計画室〕亀川参事、〔計画調整室〕白澤参事、 〔開発審査室〕得能参事、〔総務交通室〕小原参事、 〔公園みどり室〕神田参事、〔文化財保護課〕關課長、 〔教育未来創生室〕西口参事
	事 業 者	【（仮称）万博記念公園駅前周辺地区活性化事業】 〔三菱商事都市開発株式会社〕 宮本統括マネージャー、福田シニアマネージャー、吉本シニアマネージャー、 高嶋マネージャー 〔Anschutz Entertainment Group, Inc.〕 篠山ヴァイスプレジデント、本間ディレクター 〔関電不動産開発株式会社〕 藤居リーダー、藤井チーフリーダー 〔株式会社竹中工務店〕 小南上席専任部長、佐藤シニアチーフエンジニア、平尾主任、中藺主任、 松居主任、遠藤氏 〔株式会社IAO竹田設計〕 加藤室長 〔株式会社オオバ〕 安野部長、由井専門課長、田中主幹、工藤氏
	傍 聴 者	8名

<次第>

- 1 開会
- 2 〔審議事項〕 会長、副会長の選任について
- 3 〔審議事項〕 対象事業の審査において利害関係がある委員の審査回避に
関する取扱要領の制定について
- 4 〔審議事項〕（仮称）万博記念公園駅前周辺地区活性化事業
 - （1）環境影響評価書案に関する諮問
 - （2）環境まちづくり影響評価条例の進捗状況について
 - （3）交通部会の設置について
 - （4）環境影響評価書案の内容について
 - （5）住民等からの意見について
 - （6）質疑応答

5 [報告事項] 佐井寺西土地区画整理事業

(1) 事後調査年次状況報告書について

6 [報告事項] (仮称) 吹田市円山町開発事業

(1) 事後調査年次状況報告書について

7 [報告事項] 津雲台団地 団地再生事業

(1) 事後調査年次状況報告書について

8 [報告事項] (仮称) ニトリ江坂店新築工事

(1) 事後調査年次状況報告書について

1 開会

- ・会長、副会長未選出のため事務局が進行
- ・10名の委員の出席により審査会成立を確認
- ・道澤環境部長あいさつ

2〔審議事項〕会長、副会長の選任について

- ・会長に原委員の推薦あり
- ・各委員から異議なし
- ・原委員了承し、会長に就任
- ・原会長が乾委員を副会長に推薦
- ・各委員から異議なし
- ・乾委員了承し、副会長に就任
- ・原会長あいさつ、進行を引き継ぎ

○会長

それでは、本日の傍聴希望者を確認させていただきます。事務局の方から報告をお願いいたします。

○事務局（丸谷参事）

本日は8名の傍聴希望がごございます。

○会長

8名の傍聴希望者ということで、吹田市環境影響評価審査会の会議の傍聴に関する事務取扱要領の規定によりまして、傍聴を認めたいと思います。

どうぞ入室をしていただいでください。

（傍聴者入室）

○会長

傍聴される皆様に申し上げます。本審査会において、傍聴者の方々は、発言していただくことはできません。会議の撮影や録音も禁止されております。お渡しした受付票控えの傍聴者の守るべき事項を御一読いただきまして、静粛に傍聴いただきますようよろしくお願いいたします。

万が一、勝手に発言されるとか、私語や離席をするなどの審査会の進行や、他の傍聴者の妨げとなる行為がもしあった場合は、退場いただくこととなりますので、円滑な会の運営に御協力をよろしくお願いいたします。

3 [審議事項] 対象事業の審査において利害関係がある委員の審査回避に関する取扱要領の制定について

○会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。まず、次第3、対象事業の審査において利害関係がある委員の審査回避に関する取扱要領の制定について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（丸谷参事）

要領制定につきまして、御説明させていただきます。

本市環境まちづくり影響評価条例の規則におきまして、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の意見を聞いて会長が定めるとなっております。今回事務局より、審査会委員の皆様が、環境影響評価の審査に当たりまして、例えば共同研究など、何かしらの利害関係がある案件が審査対象となった場合に公平性を確保するために当該案件の審査を回避する手続きを取り扱う要領を定めることを提案させていただきます。

今後、委員の皆様においては、そういった案件があり、利害関係が生じる可能性もあるかと思っております。新たな委員任期が始まるこのタイミングで、そういった場合に対応できるように、要領を制定したいと思っております。

担当より、要領の内容を説明させていただきます。

○事務局（山主査）

資料2に沿って、本要領の詳細について、御説明いたします。

まず1番、本要領の趣旨についてですが、この要領は、吹田市環境影響評価審査会（以下、審査会）の対象事業の審査に関し、会長、副会長を含む審査会委員及び臨時委員（以下、委員等）において、利害関係がある場合の審査回避をするための手続き等を定めるものとする。と、しております。

次に、2番、委員等の審査回避の手続きに関して、2点ございます。

（1）委員等は、対象事業の審査において、当該事業の環境配慮についての共同研究を行うなど、利害関係があり、公平性の確保の観点から、審査から外れることが適切であると思料する場合、及びその他、公正な審査を妨げると思料する場合には、審査会の会長（会長が当事者である場合は副会長となります。）に当該案件の審査を回避することを、申し出るものとする。と、しております。これは、委員自ら、申し出るということになります。

次に、（2）会長は、（1）の申出による委員等の回避について、審査会に報告し、他の委員の意見を聴いて決定する。なお、審査会が必要と判断した場合には、当該委員等は、審査に参加することができない。以上が、手続きに関してとなります。

最後に3番として、審査回避の方法について御説明いたします。

上記の手続きを経て、回避が認められた委員等は、当該対象事業の審査の場から退席（オンライン出席の場合も同様です。）するものとする。

なお、当該審査の他に審査案件がある場合は、当該審査終了後に審査に戻るものとする。と、しております。

以上を要領として定めたいと思います。

○会長

事務局より提案がありました要領の制定、新しい要領だと思いますが、これについて御意見や御質問などありますでしょうか。

問題もなさそうですので、特に御意見がないということでしたら、事務局の提案通り、要領を定めて、今後該当する案件の審査の際には、この要領に沿った形で審査を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(特に異議なし)

○会長

それでは異議がないということでしたので、この内容で進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4〔審議事項〕(仮称)万博記念公園駅前周辺地区活性化事業

○会長

それでは続きまして次第4、(仮称)万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の審議を行いたいと思います。

これから事業者の入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○会長

この件に関する諮問について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(永井主査)

本事業について、事業者である三菱商事都市開発株式会社をはじめとする3社から、令和8年5月21日に、環境影響評価書案が提出されましたため、本日、本審査会へ諮問いたします。諮問書は、原本を会長に、委員の皆様にはその写しを、机上に配付しております。オンラインで御出席、または御欠席の委員の方には、後日郵送させていただきます。

今後、この評価書案に対する市長意見書を事業者にお示しし、万全の環境影響評価を実施していただくよう手続きを進める予定としております。

つきましては、お手元にございます評価書案の内容を御審議いただき、科学的な見地からの御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○会長

（仮称）万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について、審査の諮問を受けましたので、委員の皆様、御審議をよろしくお願いいたします。

本案件に関する評価書案の審議は、本日が初めてとなりますので、まず事務局から審議の流れと、審議事項について説明をしていただきます。

また次第4の（2）条例の手続きの進捗状況についても併せて説明をお願いします。

○事務局（永井主査）

本件につきましては、5月21日に評価書案の提出を受け、6月5日に告示しております。同日に環境政策室含め市内6か所で評価書案を閲覧に供し、意見書は告示後45日間、7月20日まで受付をしました。

住民との意見交換会につきましては、6月28日（日）及び29日（月）に開催されました。意見交換会におきまして提出されました意見等につきましては、意見書によって提出されました意見と併せて、（5）住民からの意見で概要を報告いたします。

審議の流れにつきましては、本日、事業者から評価書案の説明を受けますので、御審議をお願いいたします。審議事項としましては主に、評価書案10章「環境取組内容」、12章「環境影響評価の結果」、13章「事後調査の実施に関する事項」を中心に御審議いただきたいと考えております。

その中でさらに審議を深めるべきと感じられた事項や、新たに審査が必要と考えられる事項等が生じるものと存じます。こちらについては、後日改めて、事務局から文書で意見の提出を依頼し、本日御欠席の方も含めて、委員の皆様の御意見を集約させていただく予定です。よろしくお願いします。

各委員から御提出いただいた御意見や御質問については、事業者から回答を得て、次回の審議の資料とするとともに、事務局において答申（案）を作成する予定です。

○会長

それでは続きまして、（3）交通部会の設置について、事務局から説明をよろしくお願いします。

○事務局（永井主査）

本市の規則では、審査会には必要に応じ部会を置くことができ、そのメンバー及び部会長は、審査会の意見を聴いて会長が指名することとなっております。また、部会で議論されました内容につきましては、部会長を通じて、本審査会全体会にも御報告いただきます。

今回審議に入ります万博アリーナにつきましては、交通問題が最も大きな課題でございます。そのため、提案書に引き続き評価書案でも、交通問題について特に御議論いただく場として、本審査会に交通部会を設置することを提案いたします。

また、交通部会のメンバーにつきましては、こちらも提案書に引き続き、本審査会で交通問題を専門とされておられます井ノ口委員に部会長に御就任いただき、葉委員と、臨時委員をお願いしております内田委員、塚本委員、合わせて4人の委員をお願いすることを提案いたします。

○会長

ただいま事務局より提案がありました交通部会の設置とそのメンバーについて、御意見、御質問などありますでしょうか。オンラインの皆さんもよろしいでしょうか。特に御意見ございませんかね。

特に御異議がないようですので、事務局の提案どおり交通部会を設置しまして、引き続き井ノ口委員に部会長をお願いして、葉委員、内田委員、塚本委員に御参加いただくということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは御異議ありませんので、そのように進めたいと思います。

部会長であります井ノ口委員には、最初の部会の開催時に、委員の中から部会長代理を選んでいただきますようよろしくお願いいたします。井ノ口委員、葉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続いて、(4) 評価書案の内容についてですが、こちらは事業者から説明をお願いします。

○三菱商事都市開発株式会社

提案書から御審議いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど御説明ありましたとおり、評価書案として取りまとめておりますので、引き続きの御審議をよろしくお願いいたします。内容につきましては、コンサルのほうから御説明させていただきます。

○株式会社オオバ

本日は時間が限られているということと、追加の資料も御用意してございますので、評価書案につきましては、審査書でいくつか意見をいただいたところをどのような対応をしているのかを中心に、説明させていただく形で進めさせていただけたらと思います。

それでは、まず、評価書案の298ページ、299ページを見ていただきたいのですが、こちらは温室効果ガス・エネルギーの予測評価のところになってございまして、審査書の中で、先進的な取組ですとか、あと、モデル事業の採択、それと第三者認証、そういったところの御意見をいただいております。それについて、本事業計画でどのような対応をしているかというところをまとめてございまして、まず、表12.1-22につきましては、施設ごとに環境認証、ZEB、CASBEE、あと、アリーナにつきましてはA Greener Arena、こういったものの認証を取っていくというところを一覧表で整理しております。

この中でアリーナ棟につきましては、提案書のときにも御議論いただきましたけれども、今、ZEB Orientedというところがございますが、備考欄に示すとおり、BEIとしては、現設計では0.67でございますけれども、着工時までには0.55を目標にしていると。また、開業後は運用による環境負荷削減に積極的に取り組んでいくというところで、開業後の運用の評価としては、このA Greener Arenaの取得を目指していくというところがございます。また、アリーナ棟におきましては、下の文章、「また」のところですが、利用状況に応じた換気制御、負荷状況に応じた熱源制御、アリーナ上部の熱だまりに配慮した空調システムなどを採用し、さらに、サステナブル建築物等先導事業へ応募するなどの取組を行っているというところがございます。

それ以外の施設の高効率・省エネルギー型の機器、技術につきましては、表12.1-23のところに、施設ごとに整理してございます。

次に、ちょっと飛んでしまいますけれども、評価書案の660ページのところですけれども、こちらは緑化の項目になってございまして、審査書の御意見で、オープンスペースにおける緑の価値の評価というところを御意見いただいております、そういった着眼点で、今回のこの緑化計画の取りまとめ、評価のほうを行ってございます。

まず、緑化計画を立てるにあたりましては、(b)のところですけれども、外部空間に求められる機能ということで、動線空間、滞在・滞留空間としての機能、そういった機能があるというところを整理してございまして、それから、緑化におけるオープンスペースの定義の整理、そして、基本方針として、①賑わいの創出、②気候変動への対応、③緑によるウェルビーイングの向上、こういったものを基本方針として、さらに662ページの事業のコンセプトを踏まえた上で、663ページの緑化計画を整理してございます。

こちらを図で整理したものが664ページになってございまして、先ほど申し上げました基本方針の①、②、③のところを、それぞれこういったところで計画しています。これにつきましては平面図で非常に分かりづらいところもあるかと思しますので、今回、追加資料で緑化のパスを御用意してございますので、またのちほど御説明させていただけたらと思います。

次に、ちょっと飛びますが、696ページ以降になりますが、景観のところではフォトモンタージュを作成してございます。可能な限り、サインですとか外壁の色、そういったものを再現しているのですけれども、なかなか、特に商業、ホテルなんかにつきましてはテナント等がまだ決まっていないというところで、資料編にこういったところにこういうサインが入るというところを整理しているのと、あと、敷地内の誘導サインですね、それもこういったところに配置するということにとどまってはいるのですけれども、可能な限りそういったものを反映させるような形でフォトモンタージュを作っております。

御意見にございました夜間のフォトモンタージュについても、いくつかのカットでは夜間のフォトモンタージュを作成しているのと、あと、710ページから713ページになるのですけれども、こちらはモノレールの車窓からどういうふうに景観が移り変わっていくかというところを、4枚にわたってフォトモンタージュを作成してございます。こちら、門真方面から万博記念公園に行く車窓からの写真、移り変わりというところでございます。

それと、715ページからが外周道路、こちら、外周道路を走行する車両がどのように景観が移り変わっていくのかというところを、フォトモンタージュで再現しております。こちら、エキスポシティの辺りから西に向かって走行していく車窓からの景観という形で整理してございます。

こちら追加の資料で眺望点を追加しておりますので、のちほど御説明させていただけたらと思います。

次に、786ページからになるのですけれども、こちらは防災・安全の項目になってございまして、こちらにつきましては、まず786ページの図にございまして、今回の計画地のうち、用地①-aと用地③が広域避難地に含まれてございます。

788ページの下表12.20-13のところですね、この中で避難スペースとして機能するオープンスペースとしては、こちらにありますとおり16haぐらいいあるというところでございます。こちら、具体的にどの部分がオープンスペースになるかというところは、追加資料でのちほど御説明させていただけたらと思います。

789ページですね、事業計画地の滞留可能空間の面積はどうなるのかというところですが、現況が789ページの図で、将来が790ページのほうになるのですけれども、789ページの表12.20-14にございまして、現況の65,500m²から59,000m²に減るというところでございます。

次に、793ページですけれども、こちらは国内のアリーナ施設の防災・安全の対策内容を整理しております。

それと、798ページからが予測ですけれども、まず、下のbの広域避難地への避難経路というところで、こちらを予測してございまして、799ページの図が今回の想定される避難経路、オレンジの線で示しておりますところですが、これが避難経路になるというところの設定をしてございまして、その評価としましては、800ページ、801ページにありますとおり、ケース1、ケース2と2つあるのですけれども、サービス水準で通路の幅を評価しているのですけれども、時間帯によってはサービス水準Cがある時間もあります、それ以外はAとかBとかいうサービス水準になるという形で予測してございます。

それと、803ページにつきましては帰宅困難が生じた場合に必要な滞留面積ということで、こちら3ケースほどやっております、その中のケース3が最も滞留面積が逼迫するケースになるのですけれども、スタジアムにおいてイベントがある休日にモノレール利用者の帰宅困難が生じた場合で、こちらの予測結果が805ページの表12.20-26のところですが、必要面積として15.9haあるのですけれども、先ほどの16haのオープンスペースの中で収まるという形で予測をしてございます。

それと806ページですけれども、上の図12.20-8が今回整備するバリアフリー経路、オレンジの部分ですが、今、高低差がこの改札の高さと中央駐車場のところで10mほどあるのですけれども、こちらがフラットで改札から記念協会前交差点まで行けるという経路になります。

その下、f 迅速な避難のための情報の発信方法ということで、サイネージなどを活用した災害時の安全で円滑な避難誘導案内を行っていくというところでございます。

最後に、808ページのところに、用地ごとにそれぞれの防災・安全の取組のところをまとめてございます。

次に、交通ですけれども、832ページからモノレールの輸送余力を整理してございます。それぞれ、桜まつり、休日のデイゲーム、休日、平日とまとめておりまして、オレンジ色で塗っているところが増便が行われている時間帯でございます。これが現状です。

それから、836ページからが周辺施設の稼働及び混雑状況ということで、周辺3施設、自然文化園、スタジアム、エキスポシティの年間の上位30日のイベントと集客数を整理しております。赤枠で囲っているところが、それぞれの施設からの退場者が重複したケースです。

次に、858ページからですけれども、こちらも御意見で、渋滞長・滞留長はしっかり調査することとございましたので、先ほどの桜まつりですとか休日デイとかに滞留長・渋滞長のほうを調査しております。それを基に評価を行っております。

862ページは生活道路への車両や歩行者等の流入状況ということで、記念協会前交差点から南側に山田村、住居のところですね、入っていく車の状況を調べてございまして、結果としましては、現状としては平日の通勤・通学時間帯の出が最も通行量が多くなっています。かつ、863ページの交通6、記念協会前交差点を外周道路方向に横断する通行者の時間帯も、平日の通勤・通学時間帯が一番多いというところを確認してございます。

864ページから、海外の優れた交通混雑を緩和するための取組事例等を整理してございます。

887ページが、今回の交通対策の一覧となっております、それぞれ、公共交通機関の利用促進ですとか道路改良、それと、先ほど申し上げました南側の生活道路への進入防止とか、今回の対策の肝となるというふうに私どもが考えてございます、4番目として、交通ソフト対策を実行する専門組織を新設するといったところを考えております。

888ページは、道路改良する部分の図、場所ということになっております。

893ページから、交通部会のほうでも御議論いただきましたけれども、交通流シミュレーション、動的シミュレーションを行っておりまして、その結果のほうを表で整理しております。

そして、最後に交通安全ですけれども、912ページに周辺鉄道駅の歩行経路、歩行者経路のほうを載せてございまして、今回、特に阪急山田駅、JRの千里丘、茨木駅、そういったところが利用されるだろうということで、歩行経路を整理しております。

913ページが事業計画地内での経路になってございまして、914ページがメインとなるであろう阪急山田駅までの歩行経路を示してございます。

916ページ、こちらは交通安全対策ということで、誘導計画と安全対策を整理してございまして、地域連携によるリアルタイムの人流対策、メディアタワー活用による歩行速度制御、ペDESTリアンデッキの安全対策といったものを考えております。

予測としましては、先ほどの歩行経路についてサービス水準を検証しておりまして、917ページですけれども、全てサービス水準がAになるというような形で整理しております。

ちょっと駆け足だったのですけれども、評価書案につきましては以上でございまして、次に、御手元にございます追加資料として、資料4の御説明をさせていただけたらと思います。こちら、時間がないので駆け足で御説明させていただきますけれども、こちらは、評価書案を作成してから、評価書案には間に合わなかったものですか、その後に検討したものなんかを整理しております。

事業計画に関わるところでいきますと、No.1ですけれども、事業者変更とあるのですけれども、三菱商事都市開発株式会社、AEG、それと関電不動産開発株式会社、この3社によってOSAKA LIVE合同会社という合同会社を本年6月に設立しました。用地①-aにつきましてはこちらの合同会社が事業者となって、用地②、③、共同住宅のところにつきましては今までどおりの3社ということで変更なしです。

2つ目が、資料4の別紙1を見ていただきたいのですけれども、駐車場台数及び駐輪場台数の設定ということで、こちらの表が、左側に事業期、用地、施設を書いているのですが、施設ごとに駐車場台数と駐輪場台数、あと、バイク置場、これが計画している設置の台数と、あと、付置義務とございしますが、吹田市の開発事業の手続等に関する条例に基づく必要台数になってございます。評価書案の駐車場台数の設置台数と、あと、駐輪場の自転車の設置台数までを記載しております。基本的には、条例で必要と言われている台数の車については、それを下回るような台数、これは環境に配慮して、より自動車の走行を抑えるというところを念頭に、交通計画で設定した条件に基づいて設定しております。

この中で、赤字で共同住宅のところ、198と158とあるのですけれども、こちら、評価書案のときは、下の注釈の4番にありますとおり、戸数の65%としているのですけれども、当時は70%だったのですけれども、さらに踏み込んだ取組として、さらに減らすというようなところで取り組んでございます。

アリーナ棟のところにつきましては、付置義務のところでも個別協議とあるのですけれども、こちら、条例でアリーナに該当するような施設がありませんので、こちらは個別協議ということで、今、協議のほうがされているところではございますけれども、基本的には交通計画にのっとった協議で進めたいというふうに考えております。

今申し上げましたとおり、実際に必要と言われている台数よりも少ない設計としているのですけれども、下の2行のところ、「なお」ですけれども、交通混雑のところで、「施設の供用に伴う影響の予測・評価」に示すように、車両の走行については交通流シミュレーション、モノレール利用については

輸送余力の検証を行っており、対策を実施することにより、地域の交通に著しい影響を及ぼすことはないものと評価してございます。なので、付置台数よりも少ない台数ですけれども、問題ないということを確認しているというところでございます。

次に、資料4に戻っていただきまして、3番のところ、中央駐車場とファミマ裏駐輪場の移設についてとあるのですけれども、用地①-aの中には中央駐車場があるということと、その東側にファミリーマートがあって、その裏に公園利用者のための駐輪場がございます。こちらについては移設することになるのですけれども、これまで、まだ検討している段階ですので、具体的な、いつ、どこにというようなところを申し上げていなかったのですけれども、やはり地元の方々にとってはかなり気になる場所だろうというところで、今回資料で、今、公表できる段階のところを整理させていただいております。

まず、工事期間中におきましては、公園利用者の利便性を確保するため、暫定駐車場と代替駐輪場を設置します。暫定駐車場の設置場所については、現在調整を進めているところでございます。代替駐輪場については、万博記念公園の西口付近及び東口付近への設置を予定しています。なお、万博記念公園駅の有料駐輪場については工事期間中も引き続き利用可能になります。また、アリーナ開業後ですけれども、こちらは工事期間中における利用状況や周辺の交通環境等を踏まえた上で設置場所や台数等を検討し、決定してまいります。なお、交通流シミュレーションにおいては、大阪中央環状線より北側への、代替駐車場の移設を想定し、これに伴う交通流の変化を反映した条件の下で実施しております。

次に4番目、残土についてですけれども、こちら、用地①-aについては $5,374\text{m}^3$ の不足が出ると。用地②と用地③についても、それぞれ $14,000$ 、 $13,000\text{m}^3$ の残土が発生するということで、評価書案の中でもそれぞれ事業計画地内でバランスできるように努力していくというような形で書いていたのですけれども、状況が一部変わりまして、建設汚泥の自ら利用が不可になるということが判明しまして、用地①-aとしては約 $10,000\text{m}^3$ ぐらいの不足となる見込みになりました。一方、用地②、用地③はそのままの残土が発生するということで、変動要素がございすけれども、用地②と用地③の造成工事時期や搬出日程の調整により、それらの残土を用地①-aに活用することは可能かというふうに考えております。

なお、活用できなかった残土については、別現場にて使用できるかどうか、施工時の検討となります。処分する場合、施工時の状況により変更となる可能性はありますが、処分先は京都府亀岡市の処分場を想定しております。

次に、5番目の再エネ導入についてですけれども、こちらは提案書のときにも御議論いただいたのですけれども、今回、用地①-aの中で設置する予定の太陽光パネルがアリーナの屋根に 200kW のみということで、かなり少ないということで御指摘のほうをいただいております。

200kW の根拠として、別紙2を御用意しておりますけれども、こちら、 200kW 、常時使用する電気の容量ですね、イベントが開催されない日の昼間なんですけれども、こちらから算出しております。

アリーナの主要稼働時となるイベント実施時間帯は主に夜間が想定され、太陽光パネルの発電時間帯外となるため、イベント実施有無にかかわらず、常時稼働する施設部分での需要電力を太陽光パネルで賄う考えとしています。したがって、太陽光発電の容量を上げたとしてもアリーナでは消費し切れないため、これ以上の設置は見送っているという状況でございます。また、蓄電してアリーナで消費することについては、イベント実施日に必要な電気量と日常的に必要な電気量に大きな乖離があるため、これを埋めるような蓄電設備の設置は現実的ではないため、見送っているという状況です。

一方、商業・ホテル・オフィスについては、まず、商業棟については、屋上に空調室外機、給排気設備、ダクト類等の設備機器に加え、景観条例に対応するための目隠しフェンスを配置する計画としています。また、設備更新・点検のための維持管理動線を確保する必要があるため、太陽光発電設備を効率的に配置できる連続した有効面積の確保が困難となります。加えて、太陽光パネル及び架台の設置に伴い固定荷重や風圧力が増加するため、構造安全性の観点からも設置可能範囲は限定的です。以上を踏まえると、導入可能な規模は限定的であり、導入効果に比して計画上の制約が大きいものと考えています。

ホテル棟につきましては、同じように屋上に空調室外機、給排気設備、給排水設備、給湯器、発電機、キュービクルが全面に配置され、メンテナンス動線等の確保も必要となります。太陽光パネルをまとめて設置できる有効面積が限定的となります。また、ホテルは24時間稼働で夜間需要も大きく、日中発電中心の太陽光との需給が一致しにくいいため、大規模導入は難しいというふうに考えております。

オフィスにつきましては、現時点では、施設の詳細な運用計画、時間帯別の電力需要予測、及び入居テナントの構成等が一切未定でございます。需要が不確定な段階で画一的な設備を導入することは、発電電力の余剰や出力抑制を招き、投入資源に対する環境負荷低減効率を著しく低下させる懸念があるものと考えています。したがって、現時点においては、将来的な設備導入の可能性は残しつつも、初期の導入計画は見送っています。

次に、施設間の電力融通ですけれども、こちらはエネルギーマネジメントに関わるところでございますが、本事業では、施設の所有者がアリーナ、商業、ホテル、住宅で異なるため、異なる需要場として引込形式や会計主体を分けております。個別引込に係る電力融通については、関西電力送配電託送等供給約款に基づき、電力融通するためには資源エネルギー庁より特例需要場所の指定を受ける必要があると記載されています。特例需要場所に指定される場合で、会計主体の異なる事業所間の電力融通には小売電気事業者登録等が必要となることから、小売電気事業者としてのオペレーションが非現実的であったため、特例需要場所としての指定を受けることが困難と判断し、電力融通を断念しております。

次に6番ですけれども、こちらは用地③の工事最盛期の予測（大気汚染、騒音、振動）ですが、こちらが別紙3でございまして、これは例えば大気のところで1枚目の表1を見ていただきますと、工程表の中で青のラインが2つ出ているところ、最初の20か月目、こちらは評価書案で、事業計画地全体で大気汚染物質が最大となる時期をお示ししています。また、これを見ていただきますと分かりますように、これは用地②が工事をしていない時期になってしまうため、42か月目で用地②の工事最盛期を別途、予測を行っております。同じような考え方で、騒音も振動もそうですけれども、今回、用地③の最盛期がどうなのかということを追加で予測を行ってみたというところでございます。

大気の結果につきましては、4ページのところでございますけれども、上の表が二酸化窒素、下の表はSPM（浮遊粒子状物質）で、それぞれ目標値を下回るという結果でございます。

5ページは騒音でございまして、先ほどの大気と同じように用地③の最大時を予測しておりまして、結果としては、7ページの表にございますとおりギリギリですけれども、規制基準値85dBに対して敷地境界上の騒音レベルが85dBという結果となっております。

10ページは同じように振動でございまして、こちら11ページの結果にございますとおり、基準値が75に対して69という結果になってございます。

次に、資料4にまた戻っていただきまして、7番目の山田東中学校・山田高校に対する工事中の

配慮についてですが、こちらは別紙4で資料を御用意してございまして、こちら、先ほど用地③の工事最盛期を申し上げましたけれども、工事中の予測のほうは当然やっていますが、別紙4の1ページ目のイの調査方法の1行目の端のほうです、「学校環境衛生の基準」という、教室内で窓を開けたとき、閉めたときの等価騒音レベルのかなり厳しい基準値がございまして、これと比べてどうなのかというところを検証いたしました。

まず、現地で測定を行っておりまして、2ページ目の図1でございまして、今回、工事で最も影響が出るであろうと考えられる教室で、それぞれ中学校、高校で調査を行っています。

結果としては、3ページのところの表3にございまして、真ん中の測定結果のところ、窓側と、窓と反対側の廊下側と2か所で測定しまして、校内音を含む、これは下に注釈を入れてございまして、チャイムであったり、生徒らの会話、クラブ活動等に伴う音、そういったものを含めると基準値を超えているというところは赤字で整理しております。それらの校内音を除外すると、基準値は下回るという調査結果でございました。

これを踏まえて工事中の予測を行ってございまして、予測の時期としましては、5ページにございまして、先ほどの用地②の最盛期と用地③の最盛期の2時期について、予測を行っています。

結果としましては、7ページの表10にございまして、赤字のところは基準値を超えております。

これを解決するために、8ページの図ですけれども、緑のラインのところに遮音壁を設置して対策する検討をしておりまして、それをする、下の表11にございまして、全て基準値をクリアしたというところでございます。

資料4に戻っていただきまして、先ほどの2ページの7番のところ、「なお」からですけれども、それぞれ中学校と高校については、今の調査、予測の結果を説明すると同時に協議のほうを行っています。その協議の結果としましては、工事中の配慮事項について学校側と協議をしており、騒音の調査及び予測結果を踏まえた騒音対策について御理解いただいたとともに、学校行事や試験日程等について施工業者決定後に情報共有を行い、必要に応じて音の大きい工事は避けるなどの対応を行うことについて確認をしております。

また、山田東中学校についてはプライバシーへの懸念、こちら、用地②の共同住宅のバルコニー側からプールですとか、あと、教室まで見える可能性があるということで、それについての要望を中学校から受けております。これに対する具体的な対応策の検討については、教育委員会の学校管理課と協議するよう依頼を受けております。今後、具体的な対策案の検討について教育委員会と協議を行うこととしております。

次に8番、緑化計画のイメージというところで、先ほど評価書案の緑化のところで御説明させていただきましたけれども、パースを御用意してございます。

こちら、別紙5になりまして、まず左下にございまして、それぞれコミュニティパーク、スポーツパーク、あと商業広場のところに、記念協会前から商業広場に至るまでの間に緑地、緑化を計画しております。上のポツですけれども、周辺から駅へとつながる暮らしの動線に、日常利用しやすいスポットを配置します。商業広場、ペDESTリアンデッキ、コミュニティパークやスポーツパーク、メディアタワー、樹木、ベンチによる交流空間を設けることで、イベント時のにぎわいと日常の憩いを両立できるエリアを創出する計画としております。

1枚めくっていただきまして、こちらが今の商業広場のアイレベルでの緑地のパースになってございます。このようなイメージで今、考えています。

次のページが、記念協会前の辺りからコミュニティパーク、駐車場を挟んでプレイゾーンのほうま

で見えるような方向で見たパースとなっておりまして、駐車場は、外周道路沿いの緑化やデッキから駅まで続く通路、コミュニティパークやスポーツパークの緑、既存の緑地を保全するプレイゾーンの森と接しており、周辺の緑とつながることで広域としての緑のネットワークを形成いたします。

もう1枚めくっていただきまして、こちらコミュニティパークの緑化のパースでございますけれども、住宅からデッキ、デッキから駅まで続く通路は、健康的につながる暮らしの動線となります。コミュニティパークやスポーツパークの緑が日常動線の傍らや、憩いとにぎわいを両立する場として都市的な緑の空間を創出いたします。また、植樹イベントなど施設運営と一体的に環境意識を啓発する取組を通じて、エリア一帯の緑をさらに豊かにする取組を検討してまいります。

最後に、A3の資料になりますけれども、用地②と用地③の住宅の緑化計画でございまして、それぞれ出迎えの緑のゾーンということで、記念協会前、ちょうど両用地の間のところですね、それと、沿道景観の緑のゾーンということで外周道路沿いの緑化計画、それと、斜面緑地ゾーンということで用地③の斜面を利用した緑化の計画、大きくこれら3つのゾーンでパースのほうを整理してございます。時間もありませんので内容は割愛させていただきます。

次に、No.9ですけれども千里橋ルート、こちらは評価書案の中でも整備範囲が未定ということを各所で書いてございまして、動物・植物・生態系の調査・予測については、整備範囲を大きく包含するような形で調査を行っておりまして、それを踏まえて予測を行ったのですけれども、地元の方々からも意見を伺いいただきまして、本日、公表できる段階のところまで御説明する形で資料を御準備してございます。

こちら、別紙6でございまして、ちょっと分かりづらいのですけれども、ピンク色で線を引いているところが今回想定している伐採範囲でございまして、こちら、資料4の文章を読ませていただきますと、千里橋ルートの整備範囲については、まず外周道路との出入口部となる部分として、交通管理者等と協議中のため最終確定ではございませんが、おおむね1,000m²程度と範囲を想定しています。公園内に関しては、できる限り自然文化園に影響が生じないよう、既存の管理通路を活用することとしています。公園管理上、立入り防止を目的としたフェンス設置が必要なため、管理用通路沿い、自然文化園側にあるウバメガシ等を幅約1m伐採予定であり、面積としてはおおむね1,000m²程度の改変を想定しており、全体でおおむね2,000m²程度の改変を想定しています。

伐採が想定される樹木につきましては、アラカシ、クスノキ、ウバメガシ等の常緑広葉樹であり、地元から意見のございました当該管理通路外周道路側のケヤキやソメイヨシノについては改変範囲ではございません。

なお、評価書案における動物、植物、生態系の調査範囲は、この改変範囲を包含しています。また、現地調査において確認された植物重要種のノシランは、改変区域外に位置しております。

次に10番、景観ですけれども、こちらは補足資料を御用意してございまして、別紙7でございます。

先ほどサイネージについては資料編で平面的に出しているのですけれども、特にメディアタワーにつきましては、どのような規模、どのような配置かというところは御説明したほうが良いだろうということで、今回1枚目のパースを御用意してございます。

今、正面に3本立っているのが見えるのと、そこから、これは事業計画地①-aの東側から見た鳥瞰図でございます。そのデッキのところから駅に向かっていくところに2本ございまして、5本、今予定してございます。それぞれ、大きさ、配置につきましてはこのようなイメージで計画してございます。

それに加えまして、アリーナと、あと商業、ホテルについては着色立面図も御用意してございまして、それぞれのマンセル値も入れてございます。

次に11番、共同住宅のデザインの変更というところでございますけれども、こちらは別紙8を御用意してございます。評価書案にフォトモンタージュも付けているのですが、そこからブラッシュアップした案を今、計画してございまして、例えば1枚目の用地③のところにつきましては、擁壁が手前のほうにあったんですけれども、それをセットバックする計画としているということと、外壁もアースカラーに変えたりですとか、あと、水平ラインを強調させるデザインとすることで、暗い印象を与えるファサードからの改善にも取り組んでございます。

同じように、1枚めくっていただきまして用地②の共同住宅で、次のページが、外周道路からの用地②が見えるような、それぞれデザイン、同じようなカットがフォトモンタージュでもあるのですが、このような形で外壁デザインのブラッシュアップを行っているというところでございます。

同じように、あと、着色立面図とマンセル値のほうもつけさせていただいております。

次に、12がフォトモンタージュの追加ですけれども、こちらは別紙9でございまして、こちら、今回の別紙9の1枚目にございます5地点でフォトモンタージュの追加の作成を行っております。真ん中辺りに固まっているところにつきましては、山田村、イトーピア様のマンションよりもさらに南側から見えるカットを起こすような形で作成しております。

その結果としまして、1枚めくっていただきまして、万博記念公園の展望タワーからにつきましては、上が現況で下が将来ですけれども、アリーナですとか住宅が見えてくるのですけれども、スカイラインを大きく変えるような変更にはなっていないというところを確認してございます。

次に、その次のページが山田東公園、イトーピア様のすぐ南側にある公園ですけれども、こちら、イトーピア様の現況のマンションの奥側に共同住宅が見えてくるというような形になってございます。

次が、⑱引谷公園、こちらは手前のマンションの少し左側に用地②の住宅が見えてきます。

あと、⑳番、㉑番につきましては、それぞれちょっと分かりづらいですけれども、住宅がちょっと見えてくるというふうになるというところでございます。

それと、資料4のほうに戻っていただきまして13番ですけれども、先ほど、万博記念公園のオープンスペース16haと申し上げた表がございまして、その具体的な場所が、こちらの別紙10の赤枠で囲っているところでございます。こちら、また評価書に追加するような形で考えております。

14番、事後調査計画でございますけれども、こちらは温室効果ガス、緑化、防災・安全を事後調査項目として追加するように考えてございます。

別紙11になるのですけれども、こちらは評価書案の13章に修正を加えたところを赤字にしているというところでございます。

温室効果ガス・エネルギーにつきましては、先ほど申し上げましたように第三者認証の取得を目指しているということで、その認証取得の状況を報告することを目的に選定しております。

同じように2枚目も、緑化のところ、緑化の第三者認証、用地①-aについては自然共生サイト、あと、住宅についてはABINCの認証を目指しているというところで、その認証取得の状況を報告することを目的に選定しております。

3ページ目、防災・安全につきましては、今後、吹田市と地域の防災力を向上させる先進的な取組について協議し、協定書にて規定する計画としていることと、あと、自然文化園、市立吹田サッカースタジアム、エキスポシティなど周辺施設との防災連携体制を取って、適切な避難誘導を実施する計画としていることから、その状況を御報告するというを目的に項目として選定しております。

最後ですけれども、資料4の15番でございしますが、アズキ火山灰層につきましては、用地③で今露頭が出ているのですけれども、こちらの用地③で設ける提供公園での保存について、吹田市土木部

公園みどり室と協議を行っているところでございます。吹田地学会の意見も参考に検討を進めるよう指導いただいております。提供公園内でのアズキ火山灰層の出現確度の検証も含め、継続的に情報共有及び協議を行いながら進めていくということとしてございます。

ちょっと駆け足になったのですが、以上で御説明を終わらせていただきます。

○会長

今御説明いただきましたが、次に、(5)住民等の意見についての説明を受けたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（永井主査）

資料5のほうを御覧ください。本件につきまして、評価書案については、意見書及び事業者に対する質問書の提出を募集いたしました。意見書につきましては、評価書案の告示日、令和8年6月5日から令和8年7月20日まで、質問書につきましては、提案書を告示いたしました令和7年1月22日から継続して、7月20日まで受付をいたしました。

提出総数なんですけれども、意見書のほうは41通、21人から提出されました。質問書につきましては、評価書案に回答を掲載しております、提案書の頃に出されたものにつきましては省きまして、17通、10人ということになります。

吹田市内の町丁別の提出状況ですけれども、意見書、質問書とも、やはり近隣になります山田東地区から多く出されております。それ以外にも山田西地区ですとか、あるいは清水、それ以外の地域からも多数寄せられております。なお、市外から出された御意見、御質問はございませんでした。

評価書案に対する意見書及び質問書の内容は、別紙1のほうにまとめております。

次に、評価書案の意見交換会ですが、令和8年6月28日（日）、19時15分から21時30分まで、また、令和8年6月29日（月）、19時15分から21時30分まで、計2回開催されました。28日のほうには住民の方が100名出席されまして、事業者が15名、また、大阪府も2名出席されておられました。進行管理責任者としてはA委員に御担当いただいております。吹田市からも4名出席しています。6月29日につきましては、住民の方は78名、事業者は15名、大阪府2名、進行管理責任者はB委員のほうにお願いをいたしました。吹田市も3名出ております。

なお、意見の発言者数なんですけれども、28日のほうは10名、29日のほうは8名の方から御意見をいただきました。

評価書案の意見交換会における内容ですけれども、意見書と併せて詳細は別紙のとおりでございます。別紙につきましては、委員の皆様にも送付いたしまして、お目を通していただいておりますので、この場での詳細の説明は割愛いたします。

○会長

それでは、続きまして、意見交換会に進行管理責任者として出席されましたA委員とB委員から、意見交換会の様子等の御報告をお願いできますでしょうか。

○A委員

初日、28日の司会進行を担当しましたAから御報告申し上げます。

まず前提条件として、環境影響評価に関する意見交換会ということの内容に絞っているということ

なんですけども、やはり当日、会場では事業そのものに対する議論をしたいという方々もたくさんおられまして、そのところは事業者さん、改めて、まだまだ十分議論を重ねなければいけないというのは、前提条件として持っておいていただかなければいけないなというのがあります。その上で、今日は環境影響評価のところに出てきた論点がおおむね4つあるので、まとめさせてください。

1つ目は、交通混雑の部分でして、樫切山北交差点のみではなくて、周辺的生活道路のコンタミネーションというか、混入というのが考えられますので、その調査もしっかりやっていただきたい。また、現状の調査が、データが古いようにも思われるので、全地点、再調査の可能性があるかを検討していただきたい。また、そもそもやっぱりこの地域というのは現状の交通混雑というのが非常に厳しいという御指摘がありまして、その抜本的な改善を要望されているというのはコメントで出てきております。あと、それが道路側なんですけども、モノレールのほうに至りましても、その輸送能力の事前調査の予測がなされていることというのが本当に実施されるかというのは、予測精度の妥当性というところはしっかりやってくださいというコメントが出ています。これが1点目の交通混雑。

次、2番目が交通安全についてです。こちらのエリアから阪急山田駅への徒歩ルートというので帰られる方もたくさんおられるということで、その安全確保に関する御意見、それと、新規で造られる、新規のマンションで、そのマンションへ車両が当然、出入りするわけなんですけども、そこを、外周道路を使うことを前提にした設計以外の方法はないかというのを御検討いただきたいというのと、あと最後、現在の生活道路へ、現状レベルでも生活道路へ車両進入というのがたくさんなされていることですので、そのところを徹底して設計していただきたいということが交通安全上のコメントでした。これが2点目です。

3点目が景観に関してなんですけども、当日御説明いただいた環境影響評価の景観に関する事業者からの評価が、あまりに主観的な評価の表現、ダイナミックで美しい形状になっているといったような主観的表現がたくさん出てしまっていて、それは科学的評価に基づくものではないので、そのところをしっかりと改善してくださいということと、あと、それに伴いマンションの形状変更なども要望として出ていましたということでした。

最後、4点目で、その他案件となるんですけども、さっき事業者からも説明あったんですけど、千里橋ルートのどの範囲の生態系を削ってしまうのか等々の、その辺の調査が不明瞭な表記になっているので、そのところの妥当性をちゃんと評価してくださいということと、改めて、開業後、住民と事業者の間で意見交換をするように要望を受けているというのが全体的な意見でした。

○会長

それでは、B委員、お願いします。

○B委員

私からは、2日目の意見交換会の概要について御説明させていただきます。

おおむね、今、A委員からお話があったところとかぶるんですけども、ちょっとまた、やはりこちらの日でも、環境影響評価以前のところの御指摘は多分にあったかなというふうに思います。ちょっと趣旨とは、ずれるんですけども、少しだけこの点については御紹介させていただきます。

やはりこちらの本会でもありましたけども、①ーb敷地が、計画が決まっていない中で、そもそも現在の評価対象になっている部分というのを評価し難いというような御意見であったり、あるいは府の戦略会議で定められている「遊ぶ・働く・暮らす」というビジョンとの整合というのがちゃんとできてい

るのかということ、そして、今回、事業者の方々を中心に御説明いただきまして、もちろん意見交換会に府の方も御参加いただきましたけれども、府としてこの開発をどういうふうに位置づけているか、このあたりがクリアにならないと、住民さんとしてもなかなか意見を言い難いというか、そういうようなところがありましたというのが前提条件で、その他環境影響評価に関わる部分では、まず景観の部分ですね。

初日にあった意見についてはちょっと割愛しますが、それに加えて、1つは高さですね。建ぺい率に少し余裕があるので高さを下げるということは検討されなかったのかということ、そして、やはりプライバシーの問題ですね。住宅から近隣住宅であったり学校が見えるということ、そのあたりの配慮、対策というのはどのようにになっていくかということを含み入れてほしいということでした。

交通渋滞の話でございます。これはちょっと重複しますが、データを取得した日が少し、交通シミュレーションに使う元データですね、交通量調査というのが少し前の時点で行われていたので、それが妥当なのかという部分。何よりその裏側には、既に住民さんとしては、記念協会から檜切山のほうに下りてくる幹線、幹線と言っていると思うんですけど、幹線道路の渋滞で非常に混雑しているところ、そして生活道路ですね、記念協会前を下がったところの住宅街内にも既に入っているという悲痛な叫びがありまして、そのあたりについて、もちろん定量的に検討いただいているということは分かるんですけど、もう一度、そのあたりは使ったデータを含めて再考していただきたいというところですね。加えて、やはり生活道路への進入対策というのをサインで行うということだったんですけども、まだ協議中ということだったので、そのあたり、もう少し具体化していただきたいということですね。あとは、山田駅への歩行ルートについても検討状況等を教えてくださいということでもございました。

交通安全の話になりますけれども、交差点の改良を御提案、一部されていたと思うんですけども、流量としてはよく分かりました。ただ、合流部が増えるということ、合流箇所安全性の検討というのは、少し検討してくださいというような御意見がございました。

これらに対して、既に御提案いただいていますけれども交通対策専門組織ということで、今回の事業のみならず、公園であったり、あるいはエキスポさん、ガンバさんですかね、スタジアムのほうとも連携して行うということをおっしゃっていただいて、非常にそれに関しては前向きに捉えていただいております。

一方で、その中で表記として、住民さんとしては連絡窓口というような形で、あくまで何かがあったときに伝える、聞くという、そういうような関係性になってしまっていると。これでは何か起きたときに事業者サイドで勝手に対策を決められてしまうんじゃないかというような御懸念もありまして、もう少し連絡窓口を超えて、対話の場にしていただけないでしょうかというような、そういうような御提案がありました。これに関して、地元との協定書をぜひ結んでいただいて、もちろん事前に評価をするものでもございますけれども、その想定外のことは発生するかと思います。そうしたときに事業者単体で対応されるというよりは、その枠組みの中にぜひ住民も加えてくださいという、そういった御要望も御発言がありました。

あとは、災害時の収容人数、ちゃんとこれが収容できるのかという点、そして、アズキ火山灰層の保存について、そういったところについて検討状況等をお伺いするような、そういうようなお話がありました。

概して事業者さん、非常に丁寧に数字等を示しながら御説明いただいたというふうに思います。ただ、やはり市民感覚というか、住民感覚として、数値で言われても分かるといえば分かるが、なかなか

かそこまでが腑に落ちないという部分はあろうかと思しますので、この御説明に関しては、もう少し住民さんと一緒に共感できるような説明の仕方をしていただく、そういったことを求められているのかなというのが私の印象でございました。

○会長

それでは、事業者からの説明、それから意見交換会の説明もございました。ここからは質疑応答等に入りたいと思います。

それでは、委員の先生方、ぜひ、いろんな意見を出していただきたいと思いますが、何かもしございましたら、ぜひよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○OC委員

防災の観点で説明があったので、資料の説明をちょっとお願いしたいんですけども、今日の追加資料で話が合った資料4の別紙10のオープンスペースに関しての、この資料が多分、防災のところで追加されて説明があったと思うんですが、この説明って、このオープンスペースが防災でどういう意味があるのか、もう1回説明していただきたいんですけども。

○株式会社オオバ

評価書案の788ページの表12.20-13に、万博記念公園内のオープンスペースということで、表のほうにまとめてございます。表だけだと見づらいかなというところで、それらの具体的な場所をお示しするような意味合いで、この別紙10を追加するように考えております。

○OC委員

分かりました。そうすると、面積の計算も含めてちょっといろいろな疑義が出てしまうんですね。理由は簡単で、今ここでオープンスペースで書かれている、これは大阪府さんのヒアリングの結果だと思うんですけども、東の広場もお祭り広場もその間の広場も、これは後方支援拠点なんですよ、大阪府の。ここをオープンスペースで多分カウントできないんですね、普通に考えると。なので、広域避難地の面積計算するときに、ここのオープンスペースを面積で使うと多分破綻すると思います。というか破綻しているので、ここの面積を使わないようにちょっと全体の面積の計算をしないと、今でさえぎりぎりなのに、東の広場やこの辺りのスペースは大阪府の地域防災計画によると、多分、自衛隊の後方支援拠点にすぐになってしまう場所なので、788ページから790ページにかけての評価書の計算の仕方をもうちょっと考えてくださいというのが1点です。

○株式会社オオバ

確認させていただきます。

○会長

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見等あればよろしく願いいたします。

○OA委員

騒音に関連して3点ほどお伺いしたいことがありまして、まず1点目は資料4の別紙4の表10ですね。ページでいうと7ページでしょうか。学校に対して工事騒音がどれくらい進入するのかという表10ですね。

これを見ますとかなり苛酷だということが分かりまして、現況音が45デシベルに対して予測値が63デシベルと、20デシベルも差があるということは、エネルギー量的には結構ものすごい量 of 音が入ってくるということが数字上は見てとれますので、これを事前に予測できたというのは、ある意味よかったかなと思います。

その意味で、その下に少しいっていただきたいんですけども、学校側のところに緑色の遮音壁を立てることのでかなりの騒音低減効果が期待できて、それでも大きい音になっているので、さらなる対策の可能性を検討していただきたいんですけども、さらにその西にマンションがあると認識しているんですけど、そのマンション側、道路を挟んで左のブロックの中学校の前のところだけ遮音壁が書かれていて、その西にあるマンションと思わしきところの前に遮音壁が置かれていないというのは、これはどういう意図なのかを御説明いただけますか。

○株式会社オオバ

基本的には、建設機械に関わる規制基準を敷地境界上で満足させるというところを、まずアセスの目標としておりました。なので、まず、敷地境界上では満足するということを確認しております。それに加えて、今回、事業計画地が中学校と高校と隣接してございますので、学校の教室内部での基準値がございまして、それを新たに調査、予測をしたというところでもございまして、なので、対象はあくまで中学、高校というところで考えておりますので、遮音壁はここまでというような形で設定しております。

○OA委員

確認させてください。敷地境界では守られているが、さらに強化した対策として中高のところはしっかり目に見たという理解でいいですね。

○株式会社オオバ

そういうことです。

○OA委員

分かりました。ただ、その下の騒音が低減しているというところまでジャンプするところに、どういう計算に基づいて減衰計算が行われたかの論理が書かれていないので、これはどこかで追記をお願いします。

○株式会社オオバ

承知しました。

○OA委員

あと、シンプルに2点。

資料4の別紙3の追加で、最盛期、①-aと②と③が同時にやったときの資料4の別紙3ですね。

同時に開発が行われてきたときの音圧レベルを評価しましたというので、騒音の一番下に85デシベルぎりぎり、うまく範囲内に収まりましたとここで出ている。85デシベルということで、これってある意味、バッファが全然ない状態で、ちょっとでも予想外のことが起こったら環境基準値を超えていることになるので、このところは何かの厳しめの追加的な対策などの可能性を検討されているのでしょうかというのが2点目の質問です。

○株式会社オオバ

計算にあたりましては、全ての建設機械が同時に稼働するというあり得ない設定でしてございますので、そういう意味ではかなり安全側で予測しております。なので、実際はここまで上がらないというふうに想定しています。

○OA委員

分かりました。全ての稼働機器が多分、際のところに全部並んで一斉稼働するという、非常に苛酷な安全側の条件で評価されているということと認識しました。

それはそれでいいんですけども、少しこの部分が危うい可能性があるというのは事業者さんとしても認識していただいて、取れる対策の可能性を熟慮してくださいというのが2点目のコメントです。

最後、3点目なんですけども、これは、別冊はそちらで映せるんでしょうかね。評価書案別冊65ページのコメント64に関する話をしたいんですけど、映せないなら大丈夫なんですけど、要は今回、アリーナ本体の騒音の評価が行われていて、それで環境基準内に収まっているというような評価になっているんですけども、この64番のコメントに対するコメントを見ると、屋外ステージのようなものを使って、そこでも何かしらの催物をやると書かれているように見えました。そうすると、アリーナ本体のほうは防音施設というか、囲まれているものですから防音効果があると思うんですけど、その屋外ステージというのは裸でそのまま音が拡散するということで、ちょっと騒音が懸念されるんじゃないかと思うんですけど、その辺に対する見解はいかがでしょうか。

○株式会社オオバ

屋外イベントを想定している場所としましては、商業棟で囲まれております商業広場を想定しております。なので、基本的には建物で囲まれておりまして、外へはほとんど漏れていかないかなというふうに考えております。

○OA委員

図面をちょっと見せて、図面というか、何かイメージ図のようなものがあつたらそれを見せていただきたいんですけども。とはいえ、御存じのように騒音というのは上方向へ拡散して、かつ、間があつたらいくらかでも漏れるというのがあつて、周辺のマンションの上層階に対する影響というのも懸念されますので、これは一度、その拡散、拡散というか、シミュレーションが必要かどうかも含めてしっかり御検討いただけると幸いです。

○株式会社オオバ

今の御質問に対してですけれども、イベント騒音については、建物による回折も見込んで、かつ、周辺の住宅の高さ、マンションの高さをそれぞれチェックして、一番高くなる階への検証を行っており

ますので、その辺は大丈夫かというふうに考えてございます。

OA委員

それ、アリーナの話ですね。

○株式会社オオバ

アリーナもそうですし、イベントについても、スピーカーを設定して対象にしてございますので、今回の評価書案の中では見込んでおります。

OA委員

分かりました。

○会長

それでは、ほかに御意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

OD委員

太陽光について質問させていただきます。

太陽光の設置を積極的にできませんという御説明をいただいていたと思いますが、ちょっとリクエストとして、資料4の別紙2はかなり不親切で、私、専門家、専門が近いですけども、これだけ見ても計算ができない計算書になっていて、ここに床面積の情報を入れていただかないと、 W/m^2 の原単位を入れていただいてもWに変換できないので、少し資料の説明を親切にするようお願いいたします。

その上で伺いたいんですが、これがベースロード的に1年間ずっと発生する…。違うんですね。これは昼間の稼働で最低限の消費量、需要量という解釈でよろしいですか。

OAEG

こちらの想定としては、イベントを行っている時もイベントを行っていない時もいずれの場合でもバック機能が稼働している時間帯を想定して設定しております。完全に閉鎖している状態では、このような消費電力にはなりません、イベントを行っていない状態でオフィスとして機能している場合、ということで算出をしております。

OD委員

その辺も前提条件の説明を加えていただいて、もう少し資料として分かるようにお願いいたします。

そのほかの商業棟、商業施設等について、設備もあって、管理上のスペース確保のためにできないということだったんですが、若干ちょっとパースを見る限り、そういう感じには見えなかったということもあり、ちょっと私がどの施設の何を指して御説明されているのか分からなかったんですけども、今、映っているのを見るとそれなりにスペースはありそうという印象でもあって、逆に、今、想定されている設備の設置予定と、あとは、屋根面積から考えてどれくらいは置ける可能性があるのかというところで、それで、どこまでいきますということを御説明いただくといいのかなというふうに思いました。

あともう一つは、例えばスペースが空いていて、敷地全体の中で見ればかなりもったいない、太陽

光発電を載せられる機会としては、そういう面積としてはある状況で、需要もそれなりに使い切るための昼間稼働する施設も敷地内にはあるという状況で、若干もったいないような関係になっていると思います。電気事業の関係でできないという、できればそれは突破していただきたいという気持ちも、おそらく吹田市さんも持っていると思うんですが、仮に例えば吹田市がPPAで太陽光をもっと置きたいとかというリクエストをしたときに、そういうのを追加的に設置するような可能性はあるんでしょうか。もしあった場合に受け入れる可能性があるかというところで、伺いたいです。

○三菱商事都市開発株式会社

まず商業棟ですが、実際設置スペースが限られていますが、どのくらい置いたらどのくらい発電できるのかというところは検討させていただきます。

2つ目の電気融通に関しては、質問の意図を御確認させていただきたいです。PPA等で吹田市長から要望があった場合に対応できるかという御質問だったと思いますが、もう一度、御意図を伺いたく。

OD委員

敷地全体としては、スペースもあって置けるということであれば、置くということが望ましいといえれば望ましいんだろなというふうに思っていますということで、それを前提に、恐らくそこを突破するのは難しいというふうに判断をされているんだと想像しますが、別の主体が、吹田市に限らず、屋根を貸してくれというような形で来た場合、受け入れる可能性ってあるんでしょうかという質問です。

○三菱商事都市開発株式会社

御説明させていただきましたとおり電気融通ができない制約の中で、費用対効果がどこまで出るかという検討になります。実際スペースは残っておりますが、太陽光パネルを大規模で設置することに関しては断念しているという背景がございますので、その条件の中で、各建物の上であったり外構に置いて効率的な発電ができるかという観点から再検討はできるかと思っております。しかしながら、おそらく吹田市長からPPA等で御要望があっても、発電量計算であったり電気融通の枠組みというところは変わらないので、検討結果は大きく変わらないのではと思っております。

OD委員

分かりました。姿勢としては、なるべく多く設置ができるように御検討くださいということです。

○会長

資料の作成の仕方についてもコメントがありましたので、その辺もまたブラッシュアップということをお願いしたいと思います。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

OE委員

用地②と③の駐車場、駐輪場についてお尋ねしたいんですけど、まず17ページ、18ページを見ていると、用地②の駐輪場がないように見えるんですけど、どこに確保する予定なんだろうというのが1点目です。

あと2点目が、駐車場のほうですけど、駐車台数の緩和の適用を受けるということなんですけど、これ、多分足りなくなったときに使えるように緑地とかで確保する必要があったと思うんですけど、今回のこれはどこにどれぐらいの量を確保しているということかについてが、2点目、教えてください。

あと3点目としては、提案書と比べて広場・通路・車路が用地②、③ともに大幅に増えているんですけど、何が要因かというのを教えてください。

あと4点目が、用地②のところでイトーピアと接する部分ですね。資料4の別紙のほうの3枚目のところで、緑地計画のイメージということで出していただいているんですけど、その用地②の建物の裏の斜面緑地ゾーンというのがどういうイメージなのか、その建物のすぐ裏に斜面になっているのかどうかとか、そのあたりのイメージを教えてください。

○株式会社IAO竹田設計

少し質問を確認させてもらいながら回答させていただきたいと思うのですが、まず1点目の駐輪場の設置場所につきましては、用地②につきましては1階の建物の中の部分で計画するようにしております。一部、よくあるスライドラック式であったり、2段式の昇降型の駐輪設備を採用し、予定させていただいております台数につきまして確保して計画させていただいております。

2点目の質問を確認させていただきたいのですが、

○OE委員

今回、駐車台数を減らすということをしていると思うんですけど、その減らした分は緑地として確保する必要があったかなと思うんです。

○株式会社IAO竹田設計

緑地であったり、プレイロットの部分等で補うことが、条例の中でも一定緩和措置として規定されていると思います。今回は緑地及び住棟周りの広場のオープンスペース等々の場所を想定して計画しております。

○OE委員

それが将来的に駐車場にもし転用しようと思えば転用できる状態のところなんですか。

○株式会社IAO竹田設計

緑地を駐車場に転用できるかどうかでいきますと、現時点では想定はしていないというところがございます。

最後、用地②の南側のほうにつきましても、緑化計画のイメージにつきましても、少し斜面地もあるのですが、平地の部分もあります。今後、詳細は協議にはなってきますけれども、消防の活動空地进行をバルコニー面に設置するように、指導で求められてくる想定をしております。

ただ一定、そういう部分につきましては、低木とか高木等々につきましては、はしご車の消防空地になりますので緑化はすることはできないのですが、少しでも緑の空間をとということで、芝生であったり地被であったり緑化ブロック舗装につきましては、消防との協議の中では一定対応することも可能かと思っておりますので、できる限り緑の空間を確保できるように考えています。

OE委員

3点目の広場・通路・車路が提案書と比べて結構増えていると思うんですけど、それは要因として何が原因で増えているんですか。

○株式会社IAO竹田設計

すごく大きくは増えていないとは考えているのですが、用地③につきましては、車寄せ等を設けて、宅配のトラックの駐車するスペース等を計画をさせていただいています。

また、消防活動空地のはしご車の設置がありまして、基本的にはバルコニー面にというところで消防からも指導を受けておりますので、そこへ至る経路は住宅の車路を活用しながら進入するような計画になっています。そのため南側のバルコニーに至る経路につきましては、車路の部分が増えているというところはあるかと思います。

OE委員

分かりました。結構です。

○会長

それでは、ほかに何か御意見等ございませんか。

OF委員

景観の件で2点ほど確認、御質問させていただきたいと思います。

まず1つ目が、用地②のブラッシュアップのほうですね。いろいろ検討いただきましてありがとうございます。資料の別紙8の2ページ目のほうの、ちょうど用地②の手前が山田東中学校のブラッシュアップ案とあるんですけども、これにつきましては、ちょっと検討の時期の確認として、資料4の11に、景観アドバイザー会議の事前相談を受けられた。そのときに、用地②のマンションはもう少し分節できないかというコメントがアドバイザー会議のときにあったということなんですが、会議の後のタイミングでブラッシュアップをされての案なのか、いや、この前なのかという、そこを1つ確認したいと思っています。

○株式会社IAO竹田設計

会議の時期につきましては、こちらのブラッシュアップ案を見て、景観アドバイザー会議はさせていただいております。

OF委員

分かりました。そしたら、その景観アドバイザー会議と同じようなコメントになるかと思いますが、用地②のほう、やはりこれはようかん型のかなり延長の長い建物ということがあって、やはり単調な感が否めないというところがございます。ですので、分節とかも試みていただいているんですけども、もう少し色彩とかの変化とか、そういう形での、もう少し分節化であったりとか単調にならないようなデザインの配慮を検討いただきましたらありがたいと思います。それが1点目です。

2点目のほうは、プライバシーの件で住民さんからお話があったということなんですけれども、山田東中学のほうの用地の建物ですね、20mぐらいしか離れていないということで、のぞき込みとかの

御心配とかというようなことがあるというお話がございまして、既にこういう近隣に例えばマンションが開発されたような場合、例えばのぞき込みとかについても事前に対応とか、そういうことが既にどこかの地域で事例としてあるようでしたら、ちょっと御紹介いただけたらというふうに思います。お願いします。

○関電不動産開発株式会社

最近の事例で申し上げますと、今回の物件と位置関係が必ずしも一致しているわけではないのですが、例えば、学校側のプールに隠し堀を設置させていただいたりですとか、保育園のプールとかでしたら、ひさしをつけて見えにくくするであるとかというところが、具体的な対策として我々もしくは同業他社の実績としてはございます。

今回の山田東中学校の校長先生、教頭先生に事前にお話は伺いに行っておりまして、そういったものを学校側に設置するとなると、安全面、維持管理の部分の課題もあるということでしたので、教育委員会の学校管理課と具体的に協議してほしいという依頼を受けております。その協議をもって今後、具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。

○OF委員

ぜひ、そういうプライバシーの問題が起きないように、対応いただきたいというふうに思います。

○会長

1点目はいかがですか。レスポンスありますか。右側のほう、1点目の色彩の話とかですかね。

○関電不動産開発株式会社

色彩の件につきましては、景観アドバイザー会議の中でアドバイスいただいております。実際、我々の中でここからさらなるブラッシュアップ案というのも検討を進めてございます。また、今後も景観アドバイザー会議には出させていただく予定をしておりますので、その中でさらなるブラッシュアップ案の審議を図っていただきたいと思いますと考えています。

○OF委員

ありがとうございます。

○会長

ほか、いかがでしょうか。

○OG委員

私も景観のところで専門なので意見を申したいと思います。私自身が景観アドバイザーのほうも務めていますので、今の意見のところで、アドバイザー会議とこちらの会議で議論を深めながら進めてほしい、特に色や形態に関してアドバイザー会議のところで深く検討していただくようなことを期待します。

そのアドバイザー会議のほうでもありますが、今回のエキスポの駅側と、今ちょうど映っている山田側というのは、景観まちづくりの考え方でいうと位置づけが全く異なる場所ですので、こちらのほうと、

都市的なダイナミックと表現されているところと、一方で、山田側の既存住宅との境界に建ってくところ、特にこの吹田市の景観というのは地形との関係がすごく重要になってきますので、何度か出てくるパス、尾根との関係とか緑の話で、緑化のこの下から見た図ですかね、ちょっと今、資料がぱっと出ないんですが、下から見上げて、Y字路のところで見上げているようなパスがあったかなと思うんですが、そういった下からの見え方とか、ちょっと万博側とは違う考え方で整理されることを強く望みます。

それのほか、景観に関して、周囲の山並みの見え方が少し気になっておりまして、今回モンタージュの結果をいろいろ出していただいたんですが、山の高さと同じぐらいだから、まあ問題がないだろうみたいな評価が多いんですが、山並みと建物の関係でいうと稜線を切らないかとか、これに関してはいいかなと思ったんですが、駅から敷地を見たようなものですね。評価書案のほうでいうと711ページです。この、緑が見えなくなるって、緑地自体はなくなっているんですけど、人の認識のレベルでは緑地が減ってしまっていることになってしまっていて、これまで見えていた緑が見えなくなるとか、なめらかな稜線が建物ですごく直線的になってしまっているとか、それは吹田市さんにかかわらず、これまで山並みとの関係って大事にされていて、大阪府の景観計画なんか見ても山並みとの関係ってすごく大事に書かれているところもありまして、ちょっと評価が甘いかなという印象があります。

あともう一つ、視点場に関して何点か増やしていただいて、それはすごくよかったかなと思う一方で、公園の中からの見え方は大丈夫なのかなという。もっと前に意見できればよかったんですが、例えばお祭り広場のような人が集まるところから、もしかしたら太陽の塔の背中越しに今回の敷地が映り込んでこないかとか、結構象徴的な景観の場でもありますので、万博公園の中とかもう少し検討されたほうがいいのかと思いました。

○株式会社オオバ

最後に御意見いただきました公園の中からの見え方につきましては、確認するようにいたします。

OG委員

多分、お祭り広場から観覧車がよく見えているので、とすると今回の敷地も見えるんじゃないかなというところがちょっと気になりました。

山並みとかはいかがですか。山並みの評価とかは。

○株式会社オオバ

今おっしゃっていただきました711ページのところに関しましては、なかなか見えるようにというのは難しいところではあって、先ほど万博駅側と住宅、南側で少し位置付けが異なるというのもあったかと思うのですが、駅側につきましてはこういった御指摘といいますか、そういった景観というところで評価のほうはさせていただいているというところでございます。

OG委員

その見えなくなる分を、例えばこの開発の中で視覚的に緑が増えるとか、代償するような考え方も積極的に検討していただきたいかなと思いました。

○株式会社オオバ

承知しました。可能な範囲で検討するようにいたします。

OG委員

お願いします。

○会長

ほか何かございますでしょうか。

OH委員

資料4でいろいろ追加で御検討いただいているんですけども、最後、No.15のアズキ火山灰層については、協議しますと。保存が難しいから、ちょっとトーンが変わってよかったかなと思っているんですけど、具体的に何か今、協議がされているのか、解決策とか検討されている状況があれば教えてください。まだこれからということであれば、それでも。状況だけ教えていただければと思います。

○関電不動産開発株式会社

今、保全の方法としては、敷地の提供公園を計画しております場所での露頭保全ということを検討しております。その中で、提供公園は吹田市に帰属となるので、所管である公園みどり室とまずは協議を行ったというところと、そこからの御意見としては、吹田地学会の御意見を賜ってくださいというお話があったので、現在今連絡を取っておりまして、来週、意見交換をしようと考えております。そこでまた御意見を頂戴して検討のほうを深めていきたいというふうに考えております。

OH委員

よろしくお願いいたします。

○会長

B委員、よろしくお願いいたします。

OB委員

1点は、やはり意見交換会の中でも生活道路への車の進入というのは非常に強く懸念されていたところだと思いますので、生活道路内での通過交通発生状況というのは注視していただきたい。これは事後についてもお願いしたいというところでございます。

ただし、この対策については、前々から御説明いただいているように今回の事業のみの影響とはい切れませんので、これからつくられる協議体の中でぜひ対策、その中で住民さん含めてぜひ御検討いただくよう、そのためのエビデンスを事後評価の中でしっかり、あるいはモニタリングという意味でも定期的に見ていただくなどの、そういったことも含み入れていただきたいということでございます。

もう1点ですけども、山田までの歩行者経路について、これはまだ協議中というふうに伺っておりますが、もう少しその具体的なところを可能な限り入れていただきたいということでございます。

あとは、そこに関してですけども、外周道路、自転車道っぽいものが、多分、正確には自転車道ではないと思うんですけども、自転車に向けた空間が結構幅広に提供されているということがございまして、これはアリーナ側から人が山田方面に抜けていくところで歩行者が大量に出てきた中で、自

転車とどう共存するかという点については御検討いただきたいと。それなりのスピードで、もちろん通勤・通学で使われているケースもありますし、あるいは単に運動目的というか、スポーツタイプの自転車が走っているということもございますので、これとどう共存するかということは、空間の配置上、御検討いただきたいという2点でございます。

○三菱商事都市開発株式会社

生活道路への進入についてということは、我々も住民の方々から御意見いただいております。承知しております。対応としては、当然モニタリングをして実施していくということとなりますが、基本的にはガードマンを立てて、生活道路に行かせないということが基本的な考え方となります。今、先生のお話があったように我々だけの対応には限界がある面もあり、連絡協議会を設置するということが決まっておりますので、そちらを活用して対応していきたいと考えております。

あと、山田駅への誘導に関しましては、協議を継続していますので、どこまで進んだかにつきまして、次回、御報告させていただきたいと考えております。

一定数、徒歩ルートで山田駅に向かう方がいらっしゃるということは我々も想定していますので、その際、どういった誘導をするのか、どういった対策ができるのかにつきましては、これまでも関係者と話し合いをしていますので、それもまた御報告させていただきたいと考えております。

最後に、自転車ルートの話についてですが、外周道路には自転車の専用道路がありますので、歩行者と自転車の歩車分離というのは一定程度図れるかと考えております。交差する箇所である交差点のところは課題になるところになり得るかと思っておりますので、そういったところについては、人が多く通るときにはガードマンを配備するなど、信号がついている交差点であることも踏まえ、交差点状況を鑑みながら対応していきたいと考えております。

OB委員

専用道というのは、存じ上げなかったんですけど、多分、歩行者は間違いなく入ってくるので、そこが、法的にはそうかもしれないですけども、現実的には多分そうはならないはずなので、そこについても、どの程度空間を分離するのか、あるいは、山田側ではなくて、公園側の歩道は今、多分、整備状況としてあんまりよくないという状況で、歩こうと思えばもちろん歩けるんですけども、あの辺り、両側をどう使い分けるかということと、あと、自転車道も外周でつながっておりますので、あの区間だけ例えば内側というのは、それはロジカルにはならないので、そういったことも含めて空間の配分ですかね、ちょっと御検討いただきたいということです。

○会長

それでは、まだいろいろ意見があるかとは思いますが、時間の都合もありますので、この辺で本件についての第1回目の審議を終了したいと思います。

冒頭に事務局から説明がありましたように、後日意見の集約があるということですので、ほかの意見につきましてはその際にお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、次第5に移りますので、事業者には退室をお願いしたいと思います。

（事業者退出）

5-8 [報告事項] 事後調査年次状況報告書について

○会長

続きまして次第5から8の事後調査報告について、事務局の方からまとめて報告をお願いしたいと思います。

○事務局（永井主査）

着工しております4件のアセス案件につきまして、年次の状況報告書が提出されております。順番に説明させていただきます。

まず1件目が、佐井寺西土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査報告書の概要です。この件につきましては、昨年度、建設の車両等について計画の見直しが行われまして、環境影響評価を再評価しております。今回はそれに基づいて事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況をとりまとめております。受理日は令和8年度6月5日、事業者は吹田市です。

大気汚染ですけれども、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行による大気汚染の推計結果は、環境影響再評価資料における予測の範囲内になっておりました。環境基準及び吹田市の目標値から設定した評価の基準値をそれぞれ下回っておりますので、特に問題はないかと思います。

騒音・振動につきましても、同様でございます。

交通混雑・交通安全につきましては、交通量の増加率は約2～10%と、こちらも再評価資料における予測の範囲内になっておりまして、周辺地域の交通の状況に著しい影響はないものと考えられます。いずれにつきましても、引き続き対策を求めていると考えております。

動植物・生態系につきましては、令和3～5年度に移動を行った種の生息状況のモニタリングを行っております。一部の種では繁殖が確認されており、一昨年度までのモニタリング結果と比較しまして、生息が確認された種数、個体数ともにおおむね安定しておりますので、一定の成果が得られていると考えられます。

本市は引き続き、移動、移植後のモニタリングなど、環境影響評価で事業者が実施することとなっている動植物の育成等の確実な履行等を求めています。

環境取組内容の実施状況につきましても、令和8年3月末時点の実施状況を示しておりまして、本市は、実施内容について、調査結果をもとに検証し、その履行状況を確認しております。

今後ですけれども、本市は、環境保全目標の達成や基準値の厳守はもとより、さらなる環境対策を求めることで、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいります。

次に、（仮称）吹田円山町開発事業に係る環境影響評価です。こちらも、年次状況を毎年本市に提出することとなっております。受理日は、令和8年6月30日です。

報告の概要と所見ですけれども、動植物生態系については、今回、特定外来生物は確認されませんでした。それ以外につきましても、早期の緑化など、動植物生態系への配慮の確実な履行を求めています。

環境保全措置の実施状況ですけれども、令和8年3月末時点の実施状況又は実施予定を示しております。本市は、実施内容について、調査結果をもとに検証し、その履行状況を確認しています。

次に、ZEH仕様住宅導入による温室効果ガスの削減ですけれども、本事業では、国土交通省の補助事業の採択により、125戸を概ねZEH仕様として、対象エリア全体でゼロエネルギーとする計

画です。令和7年度末までの販売戸数295戸まであり、ZEH仕様は178戸、NearlyZEH仕様40戸、その他の仕様77戸と、評価書における目標を上回っております。基本仕様の住宅と比較しましても、消費エネルギー量で平均60.8%、温室効果ガス排出量で平均63.5%低減されることになります。本市は引き続き、事業者が「街づくりガイドライン」や補助事業等を活用することにより、省エネルギーや温室効果ガスの削減が図られるよう求めてまいります。

事業者に対して、良好な環境が保全されるように指導してまいります。

次に、千里津雲台団地 団地再生事業に係る環境影響評価の事後調査です。こちらは、令和7年度に評価書が提出されまして、着工いたしました。事後調査計画書は令和7年11月に提出されていまして、今回はそれに基づきまして、事後調査及び環境保全措置の実施状況を取りまとめております。こちら工事の期間は長期になっておりますので、毎年度、年次状況を本市に提出することになっており、これが初回です。受理日は令和8年6月30日です。

令和7年度はほぼ住棟除却・基盤整備工事のみの実施で、事後調査の対象となる調査・測定項目はございませんでした。工事の概要についてのみ、報告を受けております。

令和8年3月末時点の環境保全措置の実施状況を示しております。こちらにつきましても、履行状況を確認しております。

今後は、工事が進んでまいりますので、さらなる環境対策を求め、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいります。

さらに、(仮称)ニトリ江坂店新築工事につきましても、年次状況報告書が提出されています。こちら昨年度、評価書が提出されまして、着工しております。こちらにつきましても、令和7年度に実施した工事は、北側の市道の拡幅工事のみで、事後調査の対象となっている調査・測定項目はございませんでした。工事の概要についてのみ報告を受けています。受理日は、令和8年度7月13日です。

工事の実施状況については、環境保全措置について、令和8年3月末時点の実施状況を示しております。本市は、その履行状況を確認しております。

こちらにつきましても現在工事が続いておりますので、さらなる環境対策を求めることで、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいります。

○会長

資料6から9まで御説明いただきましたが、これについて何か御質問などありますでしょうか。

(特に異議なし)

特にないようですので、以上で、本日の審査会は終了したいと思います。長時間、どうも皆様ありがとうございました。これにて終了したいと思います。